

ヘーゲル『大論理学』の法則論

川瀬和也

1. 「第二の法則」という問題

ヘーゲルは、『大論理学』「本質論」第2篇「現象」第2章「現象」において、現象と、法則として捉えられた本質との関係について論じている¹。この「現象」章の叙述において特徴的なのは、叙述の途中で、「法則」の語の意味が変化するということである。ヘーゲル自身も、ある箇所で、「法則の規定が法則自身のもとで変化した」と述べている (GW11, 347)。『大論理学』の訳者・寺沢恒信は、この法則の意味の変化について、「訳者注」において次のように指摘している。

ここで重要なことは、法則（現象の法則）は現象の「直接的統一」であって、現象の「否定的統一」ではない、ということである。このことを指摘することによってヘーゲルは、[...] 現象の「否定的統一」であるような「法則」を導き出そうとしている。そのような法則はもはや「現象の法則」ではない。「現象の法則」とは [...] 経験科学の法則であるが、ヘーゲルはこれとは異なる「法則」を以下で導入する。区別する必要上、この新しい「法則」を以下の訳者注においては「第二の法則」とよぶことにしよう。「第二の法則」の特徴は、それが現象の「否定的統一」であるということにある。(寺沢 1983, 364, n. 41)

ここでは、意味が変化する以前の法則が「現象の法則」と呼ばれる。また、新たな意味を持った法則が「第二の法則」と名付けられ、両者の違いが強調されている。なお、ヘーゲルは変化後の法則を単に「法則」としか呼んでいないが、以下、本稿でも区別を明確にするため、寺沢の呼称を引き継いでこれを「第二の法則」と呼ぶことにする。また、ヘーゲルが「現象の法則」と呼ぶ、変化前の法則についても、説明の便宜のため、「第一の法則」と呼ぶことにする。

二種の法則のうち特に解釈上問題なのは、第二の法則である。第一の法則については、ヘーゲル自身が落下運動の法則を例に挙げており、寺沢もこれを「経験科学の法則」だとしている。しかし、「第二の法則」については、ヘーゲルは明確な例を挙げていない。寺沢も他の箇所の注で、「変化した後の規定にしたがって

る法則・「第二の法則」とはどのような法則なのか、どのような法則がヘーゲルの念頭におかれているのか、その具体的な内容は与えられておらず、わからない」と指摘している（寺沢 1983, 366, n. 49）。

本稿の目的は、この「第二の法則」とは何であるのかを明らかにすることである。結論を先取りして言えば、これは全体論的に理解された、諸法則の体系のことである。法則の意味が変化する以前の、いわば「第一の法則」においては、ヘーゲル自身が挙げている落下運動の法則のような諸法則が、それだけで考えられている。これに対し、第二の法則が問題になる場面では、諸法則は体系を成し、互いに整合性の制約を課しているものとして把握されている。第一の法則と第二の法則の違いは、この点に求められる。

以上のことを明らかにするため、本稿は以下の構成をとる。まず、ヘーゲルが、第一の法則に関して指摘する欠陥を明らかにし、それを裏返すことで、第二の法則が満たすべき要件を明らかにする（2）。続いて、第二の法則とは何かを論究する。まず、第二の法則を電磁気我代表される両極性の法則だとする解釈が検討され、批判されることになる（3）。続いて、「証明」へのヘーゲルの言及を手がかりに、第二の法則が、諸法則が整合的に組み合わさった体系を意味していることを明らかにする（4）。

2. 第一の法則の欠陥と第二の法則の要件

ヘーゲルは、第一の法則には、以下の三つの欠陥があるとしている（GW11, 345-7）。

1. 法則は、現象の諸規定の一部しか反映していない。
2. 現象は運動するものであるのに対し、法則は静止している。
3. 法則に登場する各項の関係が、経験によって外から取ってこられたものである。

第一の欠陥は、たとえば自由落下の法則 ($s = \frac{1}{2}gt^2$) においては、物体の変位 s と落下時間 t 、重力加速度 g だけが問題となり、落下する物体の質量のような、その他の性質が考慮されていないことを表している。第二の欠陥は、現象の世界は転変するのに対し、自由落下の法則は常に同一であり続ける、ということを表している。第三の欠陥は、以下のものである。たとえば、自由落下の法則

は、空間規定 s と時間規定 t とを持っている。しかし、ニュートン力学では、空間は時間なしに、時間は空間なしに考えることができるとされており、両者が結びつくということに必然性はない。これが第三の欠陥である。

これらの欠陥を念頭に置けば、第二の法則はこれらを克服しているはずだから、以下の3点を満たすものでなければならないように思われる。

1. 現象の規定を十分に反映している。
2. 現象と同様に動的なものである。
3. 登場する各項の関係も、単に経験によって決まるのではなく、法則の内部の何らかの自律的な制約にしたがって決まる。

このことは、ヘーゲルの叙述からも確認できる。第三の要件から確認しよう。第一の法則では、例えば空間なしに時間を考えることができるように、一方なしに他方を考えることが可能であった。これに対し、第二の法則の各項については、「一方の項が指定されていることは、他方の項が指定されていることである」と言われる (GW11, 348)。これは、一方を考えれば他方も必ず考えられていることになるということだから、他方なしに一方のみを考えることはできないということの意味している。このことは、法則をなす各項が互いに自律的に制約を課すことによって各項の関係や働き方が決まるのであって、単に経験によって外的に決定されるのではないということを表している。

ヘーゲルはまた、これによって第一と第二の要件も満たされるのだと言う。

それゆえこれによって法則は、その両項の否定的形式という、欠けていた契機を含んでいる。この契機は、以前にはまだ現象に属していた契機である。それゆえ実存は完全に自己内へと回帰しており、その絶対的な、即かつ対自的に存在する他在へと反省している。(GW11, 348)

法則の両項の間に、一方なしに他方を考えられないという関係が成立している場合には、以前には「現象に属していた」、「欠けていた契機」も法則に含まれる。このとき、実存すなわち現象は、法則を介して自己自身そのものに関わるということになる。このように言えるのだとすると、法則は現象の全ての規定を反映し、また、動的なものになっているのでなければならないだろう²。

以上のように、ヘーゲルの叙述から、第二の法則が満たすべき要件を明らかに

することは可能である。しかしながら、依然として、第二の法則が具体的に何を示しているのかは不明瞭なままである。以下ではこの点について、先行研究を批判的に検討しながら自説を提示する。

3. 第二の法則は両極性の法則か

海老澤善一は、『大論理学』の「第二の法則」を、電磁気の法則のような、プラスとマイナスないしSとNの両極を持った事象に関わる法則のことだと解釈している。海老澤は、『大論理学』の第二の法則を、『精神現象学』で法則について論じられる際の「第二の法則」と結びつけたうえで、次のように論じる。

第二法則（現象の否定的統一）では、内容規定（項）が第一法則（現象の肯定的同一性）とは異なっている。「両項はたんに差異的なものとしてではなく、互いに否定的に関係するものとして、相関する」(同 [(GW11, 347-8)])。[…]
第一法則の両項、空間と時間は互いに相手（他の項）の被措定有であるということとはなかった。ところが、この第二法則、例えば「同名の極は反撥し、異名の極は引き付け合う」というときの磁石のS極とN極は互いの関係を離れては存立しえない（互いに他の項の被措定有である）内容規定である。あるいは、正義と不正、幸運と不運も然り。しかもより重要なことには、後に問題にするが、各項はそれ自身において自分の他者でもある、例えば「厳格な正義は不正に通ずる」ように。(海老澤 2002, 305)

海老澤はこのように述べて、磁石に関する「同名の極は反撥し、異名の極は引き付け合う」という法則を、「第二の法則」だとする解釈を提示している。こう解釈する理由として海老澤は三つのことを挙げている。第一は、『精神現象学』で論じられる「第二法則」との関連である。第二は、ヘーゲルが第二の法則に関して、「両項はたんに差異的なものとしてではなく、互いに否定的に関係するものとして、相関する」等と述べていることである。これは、私が挙げた第二の法則の三つの要件のうち、第三の要件に関わっている。第三は、「後に問題にする」と言われていることであるが、後に登場する「逆さまの世界」論をよく説明できる、ということである³。

これらのうち、第二の論拠は説得的である。磁石のS極とN極は一方なしに他方を考えることができない。これによって、法則の各項の間には、法則内部での

自律的な制約が存在している。この点で、第三の要件が満たされているように思えるからである。

それでは、第一の論拠、『精神現象学』との関連についてはどうだろうか。確かに、『精神現象学』においてヘーゲルは正負を持った電気の法則に言及する (GW9, 93)。また、「等しいものが等しくなくなり、等しくないものが等しくなることを表現する」ような「第二の法則」についても述べられる (GW9, 96)。さらに、この叙述の根底にはシェリングが『世界霊について』で展開した自然哲学もある⁴。この『世界霊について』でシェリングは、「自己自身へ回帰するいかなる運動も、その可能性の条件として、積極的な力 (eine positive Kraft) と、[...] 消極的な力 (eine negative [Kraft]) とを [...] 前提する」という洞察のもと、電磁気を含む様々な自然の領域における「両極性」について論じている (AA, I, 6, 77)。これらのことは、『大論理学』の第二の法則が、両極性の法則であるということを示唆しているように思える。

しかしながら、仮に『精神現象学』における第二の法則と『大論理学』の第二の法則を関連づけることが可能だとしても、また、第二の法則の議論が、両極性の法則に関する議論と関連づけられているのだとしても、『精神現象学』における第二の法則を、電磁気両極性の法則と同一視してよい、とまでは言えない。なぜなら、『精神現象学』でも、『大論理学』と同様に、「第二の法則」が具体的にどのようなものかは、直接に説明されていないからである。電気の両極性への言及は確かにあるが、それは第二の法則の導入以前のことである。しかもそこで、電気の両極性の法則は、第二の法則にはあたらないものだと明確に論じられている。ヘーゲルは、電気の両極性の法則を落下運動の法則と並列した上で、「電気がこのように [陽電気と陰電気に] 分かれるということは、それ自体で必然的なことではない」と述べているからである (GW9, 93)⁵。それゆえ、海老澤が挙げる第一の理由からは、第二の法則の具体例として電磁気のプラスとマイナスの法則があるという解釈は帰結しないように思われる。

海老澤の挙げる第三の理由、「逆さまの世界」との関連も、第二の法則が電磁気のような両極性の法則であることの論拠としては妥当ではないように思える。先の引用で、海老澤は正義と不正の場合に「厳格な正義は不正に通ずる」ということを根拠に「逆さまの世界」論への移行を示唆している。しかし、「逆さまの世界」論は、このような仕方での転倒を説くものではない。たしかに、厳格な正義はそれ自体で不正に通ずるかもしれないが、強力なN極がそれ自体で強力なS極に通ずるということはないだろう。それでもなお、現象の世界でのN極は逆さまの世

界でのS極だと言われる。このことは、「逆さまの世界」論の眼目が、法則による捉え方と現象の世界での出来事が無関係になってしまう場面がある、ということ指摘することによって、両極性を持った法則において一方の極が逆の極に転ずると指摘することにはない、ということを示しているように思われる⁶。これらのことから、海老澤の挙げる第一の理由と第三の理由は妥当でないように思われる。

それでも、両極性の法則は第二の法則の要件の三番目を満たしているのだから、これが第二の法則なのだ、という反論がありうるかもしれない。しかし、両極性の法則としての「第二の法則」解釈にはさらなる問題がある。それは、第二の法則に課される三つの要件のうち、三番目を満たしてはいても、一番目と二番目を満たしていないということである。たとえば、磁気の法則に対応する現象として、方位磁針の針が、地磁気に応じて必ず一定の方角を指す、という現象を考えてみよう。磁力の法則は地球が持つ磁力という側面だけに着目して、他の側面を捨象する。これは、両極性の法則が第一の要件、「現象の規定を十分に反映している」を満たしていないことを示している。また「S極とN極は引き合う」という法則の内容は、移り変わるということはなく、静止し続ける。これは、両極性の法則が第二の法則の第二の要件、「動的なものである」を満たしていないことを示しているように思われる。

以上のことから、第二の法則が両極性の法則だとする解釈は成り立たない。それでは、第二の法則とはどのようなものなのだろうか。

4. 「証明」と法則の体系

私が注目したいのは、「証明」の概念である。ヘーゲルは、落下運動の法則について、それが「経験から認識される」というその限りにおいて「直接的なものにすぎない」と言う。それゆえ、ヘーゲルによれば、「この法則を発見するだけでなく、必然的であるということを確認するためには、さらなる証明すなわち媒介が必要である」(GW11, 346)。さらに、第二の法則を論じる箇所でも、それ以前の第一の法則を振り返って、次のように言われる。

肯定的統一 [第一の法則における各項の統一] は、[...] 証明と媒介を必要とする。なぜならこの否定的統一が、両項のもとにはまだ措定されていないからである。(GW11, 348)

この箇所において、「この否定的統一 (diese negative Einheit)」という文言は、直前の「証明と媒介」を指しているように思われる。そうだとすると、第二の法則が第一の法則と異なる所以は、まさにこの「証明と媒介」に求められると言えるように思われるのである。

しかし、これではまだ問題は解決されていない。証明とは何かということが明かされていないからである。以下、この点について考える。

G. M. ヴェルフレは、ここでの証明を、「現象による証明」だとしている (Wölfle 1994, 366) ⁷。確かに、多くの落下現象からの単純な帰納によって、落下法則を証明する場合があるようにも思われる。しかし、ヘーゲルは法則が「経験から認識される」限りで「直接的」であり、これを克服するために「証明すなわち媒介」が必要だと述べているのであった。それゆえ、ここでの証明は、現象による証明とは異なるものとして理解されねばならない。

それでは、ヘーゲルの言う証明とはどのようなものだと考えればよいのだろうか。

ここで、ヘーゲルの言う証明の内実を理解するために、他の箇所でヘーゲルが証明について述べていることを参照しよう。他の箇所とは、第一に『大論理学』「概念論」第3篇「理念」第2章「認識の理念」A「真なるものの理念」b「総合的認識」3「定理」であり、第二に『イェーナ体系草稿 II』(以下、『LMN』)の中の「論理学」3「比例」c「指定されているのは認識である」である。

『大論理学』の「定理」において、ヘーゲルは証明を総合的認識の代表としての幾何学と関連づけつつ、次のように述べる。

定理において含まれている総合はそれゆえ、もはや概念の形式から正当化されるということはない。総合は結合、それも異なるものの結合である。それゆえ未だ指定されていない統一が示されねばならないのであり、それゆえここでこの認識のために、証明することが必要となる。(GW12, 221)

証明は、[...] 定理において結合されていると表明されているものの媒介を含んでいる。この媒介によって、この結合はようやく必然的な結合として現象する。(GW12, 225)

前者の引用では、証明は異なるものの結合・統一としての総合のために必要なものだとされている。さらに後者では、定理が証明されるということは、定理に含

まれる結合が必然的な結合だということが示されることだと述べられている。これらのことから、証明はここで、ある定理を他の諸定理や定義、公理との関連の中に置き、これによってその定理の必然性を示すものだと考えられているとすることができるだろう。

『LMN』の「措定されているのは認識である (Es ist gesetzt das Erkennen)」という奇妙な表題を持つ章は、直前に「定義」と「区分」と題された2節を持ち、この点で『大論理学』の「定理」の箇所の前身だと言することができる。ここでは、証明に関して以下のように言われている。

証明の帰結は、全体と部分の無関心的な相関が、同時に諸契機の、差異を含んだ相関であるということである。証明は両相関を初めて結びつけるのであり、証明は根拠を含んでいる、すなわち、証明は、そこにおいてかの無関心的なもの、すなわち諸部分と、この差異を含んだものが一つであるような、そうしたものを明らかにする。(GW7,115)

ここでは、証明によって、無関心的でどれでも同じだと思われていた諸部分を、それぞれに異なって関連しあう諸契機として理解することが可能になるということが述べられている⁸。

以上のことから、「証明」は、諸定理の関連を明示化し、その定理の必然性を示すというプロセスを指していると結論できる。これを目下の法則の場面にあてはめて考えるならば、法則の証明とは、諸法則の関連を示すことで、その法則の必然性を示すことだ、ということになる。このような関連は、全体論的な関連だと言することができるだろう⁹。そうだとすると、このような全体論的な関連が示されているか否かが、第一の法則と第二の法則との違いだと言えるように思われる。

このことから、第二の法則とは、全体論的な体系を成すものとして捉えられた法則だという結論が導かれるように思われる¹⁰。例えば、落下運動の法則や磁気の両極性の法則等を、それだけ取り出して理解しているときには、そこに登場する各項の結合は直接的・偶然的にとどまる。これに対して、諸法則を関連の中で捉えるのが、第二の法則の考え方である。例えば落下運動の法則であれば、それが天体の運動の法則や万有引力の法則、慣性の法則、さらには熱力学の法則やエネルギー保存則等々と結び付けられ、一つの全体論的な体系を構成する契機として捉えられたときに、第二の法則となるのである。

この法則の体系という解釈は、第二の法則に課される三つの要件を全て満たし

ている。三番目の要件から考えよう。諸法則が全体論的な体系を成しているとき、他の諸法則との連関と整合性を無視して、一つの法則や、そこに登場する各項の意味を考えることは不可能である。つまり、各項は他の諸項なしに考えることのできないものであることになる。先に引用したヘーゲルの「一方が措定されていることが、他方が措定されているということである」という言葉は、これを表していたと考えられる。

また、このとき、一番目と二番目の要件も満たされる。法則を諸法則と連関するものとして捉えるならば、第一の法則、例えばそれだけを取り出されて捉えられた落下運動の法則が時間と空間という、現象の中の特定の規定のみに関わっていたのと異なり、いま、法則は現象の他の諸規定との関連でも必然性を示されねばならない。このことの結果として、法則は現象の全領域の全ての規定との整合性を常にチェックされ続けるものとなる。それゆえ、一番目の、「現象の規定を十分に反映している」という要件は満たされる。また、現象が生成と消滅を繰り返すのと同様に、諸法則も常に整合性のチェックを受け、その都度修正され続けるものになる。それゆえ法則はもはや静止した、運動の契機を欠いたものではなくなる。これによって、二番目の、「動的なものである」という要件が満たされる。

5. 結論とその意義

本論文では、「現象」章における法則の規定の変化に着目し、特に変化後の法則がどのようなものだと考えられるかを考察してきた。その結果、これを全体論的な整合性を保った諸法則の体系だと理解すべきであることが明らかになった。以下、このことが持つ意義を示して結びとしたい。

第一に、ヘーゲルにこのような法則の全体論的な理解を帰すことは、『大論理学』やヘーゲル哲学全体の解釈に影響を与える。とりわけ、ヘーゲルは『大論理学』「概念論」において、感性において単なる現象として捉えられた対象ではなく、思考され、反省的構造のもとで捉えられた対象こそが真理の内にある対象だ、という議論を展開している。現象を主題的に論じた箇所、それと相関するものが全体論的な法則の体系だとされているのだとすると、同様に諸現象の全体論的な相関を明らかにするのが、概念や思考の働きだ、と考えることが可能になるように思われる¹¹。

第二に、現代の科学論との関連である。例えば、W. V. O. クワインの全体論的な科学論を考えてみよう。反証事例が提示された際に、「体系全体の様々な箇所の

様々な再評価のどれによってもそれに対処されうる」とする彼の議論と響き合う科学論を、ヘーゲルの「第二の法則」についての議論に見出すことは難しいことではないだろう (Quine [1961] 1980, 44)。また、上の段落で指摘したとおり、ヘーゲルの議論は、科学論の文脈を超えた彼の存在論の全体と緊密に関わっている。この点でも、同様の特徴を持つクワインの科学論との類似性が指摘できるように思われる。

¹ 本稿では詳述しないが、「法則として捉えられた本質」という表現で私が意味しているのは、存在と本質との反省的な関係を描出するという「本質論」の一連の文脈の中に、この現象と本質の関係についての議論も位置づけられているということである。K. ハルトマンが指摘するように、特に「現象」章冒頭の叙述は、「本質論」第1篇「それ自身のうちでの反省としての本質」第1章「仮象」で提示される反省論を想起させる (Hartmann 1999, 231)。また、H. シュミッツは、「本質における一義性と二義性」という表現で、このことに一貫して注意を促している (Schmitz 1992, 121-130)。

² これに続く箇所、現象と法則のそれぞれが「世界」と呼ばれるようになることも、これを反映しているのだと思われる。

³ 海老澤 (2002, 306-7) を参照。

⁴ このことは、『精神現象学』の当該箇所の近くでヘーゲルが「世界の霊魂 (die Seele der Welt)」という表現を用いていることから明らかである (GW9, 99)。

⁵ 『精神現象学』における「第二の法則」についてより詳しくは、佐藤 (1976) を参照。

⁶ これは、『精神現象学』における第二の法則から逆さまの世界論に関して、これを電磁気の事例に制限して考える必要はなく、たとえば有蹄動物という類のことを法則と見なしても同じ議論が展開できるという H. G. ガダマーの議論において前提されていることでもある (Gadamer 1980, 40)。「逆さまの世界」論についてより詳しくは、山田 (1999) を参照。

⁷ ヴェルフレは更に、現象による法則の証明は、法則による現象の説明と対であるとして、ヘーゲルの議論を K. ヘンペルと P. オッペンハイムの D-N モデル (演繹的 - 法則的モデル) に当てはめて考え、そこからヘーゲルの議論が整合的でないという結論を導いている。しかし、彼のこの結論は、ヘーゲルの不整合ではなく、D-N モデルにヘーゲルの議論を当てはめるヴェルフレの企ての誤りを示しているように思われる。Wölflé (1994, 366-9)、並びに Hempel & Oppenheim ([1948] 1965) を参照。

⁸ この箇所で、証明が「根拠」を含むと言われていることは、我々の主題である『大論理学』「現象」章において証明されるべき法則が「根拠」との関連で論じられていることを想起させる。また、『大論理学』では「現象」章の直後に配置されることになる、「全体と部分の相関」に関する叙述がこの箇所や前後の箇所で頻出することも、この箇所と「現象」章との結びつきを示しているように思われる。

⁹ ここで私が用いた「全体論的な相関」という言葉が、引用でヘーゲルの言う「全体と部分の無関心的な相関」とは異なるものであることに注意されたい。ヘーゲルは、部分から原子論的に全体が構成されるあり方を「全体と部分の無関心的な相関」と呼んでいるように思われる。そうでなければ、これが「無関心的」と呼ばれるのがなぜかを説明できない。なお、ヘーゲル自身も『大論理学』「本質論」第2篇「現象」第3章「本質的相関」A「全体と部分の相関」の箇所で、全体が基礎となる場合と、部分としての「直接的でそれ自身において多様な実存」が基礎となる場合があるとして、のこれら二種の捉え方を区別して論じている (GW11, 355)。

¹⁰ 「法則の体系」という表現は、T. ピンカードによって用いられている (Pinkard 1988, 65-6)。ピンカードの研究は「現象」章の全体を三段落で要約したものであり、第一の法則と第二の法

則の区別を明確に論じているわけではないが、「法則は最終的には諸法則の整合的な体系に属するものとして考えることが要求される」と論じるピンカードの叙述は、本稿と軌を一にしている。また、ピンカードはここでの法則を「現象主義的法則 (phenomenalist law)」として特徴づけるが、この特徴づけは「本質は現象する」というヘーゲルのテーゼがどちらかといえば「現象主義 (phenomenalism) を示している」とする加藤尚武の解釈にも通ずるように思われる (加藤 1989, 15)。

¹¹ 私は、川瀬 (2013) において、思考によって個別的な対象は普遍・特殊諸概念が構成するネットワークの中に位置づけられることになるという主張をヘーゲルが展開していることを示した。

[参考文献]

一次文献

GW: Hegel, Georg W. F. 1968-. *Gesammelte Werke*, Rheinisch-Westfälische Akademie der Wissenschaften (Hg.), Felix Meiner Verlag., (略号 GW に加え、巻数とページ数で示した。)

AA: Schelling Friedrich W. J. 1976-. *Historisch-Kritische Ausgabe*, Hans Michael Baumgartner, Wilhelm G. Jacobs, Jörg Jantzen und Hermann Kriegs (Hg.), Frommann-Holzboog. (略号 AA に加え、系列をローマ数字、巻数とページ数をアラビア数字で示した。)

二次文献・その他の文献

海老澤善一. 2002. 『ヘーゲル論理学研究序説』, 粹出版社.

Gadamer, Hans-Georg. 1980. *Hegels Dialektik: Sechs hermeneutische Studien*, 2., vermehrte Auflage, Mohr.

Hartmann, Klaus. 1999. *Hegels Logik*, Olaf Müller (Hg.), mit einem Vorwort von Klaus Brinkmann, Walter de Gruyter.

Hempel, Carl G. & Paul Oppenheim. (1948) 1965. “Studies in the logic of explanation,” in Carl G. Hempel, *Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science*, Free Press, 1965, 245-90 加藤尚武. 1989. 「本質は現象する」, 『理想』, 第 641 号, 14-22.

川瀬和也. 2013. 「ヘーゲルにおける概念の客観性と「所与の神話」」, 『論集』, 第 31 号, 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室, 141-54.

Pinkard, Terry. 1988. *Hegel's Dialectic: The Explanation of Possibility*, Temple University Press.

Quine, Willard V. O. (1961) 1980. “Two dogmas of empiricism,” in Willard V. O. Quine, *From a Logical Point of View: Nine Logico-Philosophical Essays*, 2nd Revised Edition, Harvard University Press, 1961, 20-46. 佐藤和夫. 1976. 「ヘーゲルにおける「第二次法則」と「物自体」」, 『哲学』, 第 26 号, 日本哲学会, 163-72.

Schmitz, Hermann. 1992. *Hegels Logik*, Bouvier.

寺沢恒信. 1983. 「訳者注」, 『ヘーゲル 大論理学』, 所収, 以文社.

Wölflé, Gerhard M. 1994. *Die Wesenslogik in Hegels “Wissenschaft der Logik”: Versuch einer Rekonstruktion und Kritik unter besonderer Berücksichtigung der philosophischen Tradition*, Frommann-Holzboog.

山田有希子. 1999. 「ヘーゲル精神現象学研究「逆さまの世界」」, 『論集』, 第 18 号, 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部哲学研究室, 191-205.

※本稿は、平成二四・二五年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) の成果の一部である。